第二項の表一三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

第二項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

第二項の表一九の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十一　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五六の項を次のように改める。

五六	削除

第一項の表五八の項を次のように改める。

五八	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

六六	削除

第二項の表二七の項及び二八の項を次のように改める。

二七	削除
二八	削除

二十二　平成十三年総務省告示第七百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

二十三　平成十四年総務省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を削る。

二十四　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五四の項を次のように改める。

五四	削除

第一項の表五六の項及び五七の項を次のように改める。

五六	削除
五七	削除

二十五　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四一の項及び一四二の項を次のように改める。

一四一	削除
一四二	削除

二十六　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

二十七　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除

二十八　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

二十九　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表五七の項及び五八の項を次のように改める。

五七	削除
五八	削除

表六八の項を次のように改める。

六八	削除

三十　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除